

知床しゃりブランド審査基準・方法

知床しゃりブランドの認証は、(1)に定める書類審査のほか、次の(2)及び(3)に定める調査及び審査を実施した上、(4)の最終審査において適否を決定する。ただし、認証委員長の判断により、調査及び審査の一部を省略することができるものとする。

(1) 書類審査

①認証委員による書類審査を実施する。

②審査に必要な提出書類は以下のとおりとする。

- ・ 申請書
- ・ 申請調書
- ・ 商品規格書
- ・ 商品画像（商品の中身、外包装 表面、外包装 裏面、一括表示（ラベル）の4種類）
- ・ 誓約書
- ・ 食品衛生検査結果の写し
- ・ 主原料原産地証明の写し ※加工品の場合のみ
- ・ 栽培（飼育）基準、履歴 ※一次産品の場合のみ
- ・ 町外製造の理由書 ※町外で製造している場合のみ
- ・ その他 ※商品のパンフレットなど、その他必要と思われる書類があれば添付してください

(2) 食味審査

①認証委員・町民審査委員による食味審査を実施する。

②審査員は、食味評価票により評価を行う。

③食味評価票の評価結果は認証委員会の最終審査の資料とする。

(3) 事業場等の現地調査及びヒアリング

①生産及び製造現場の実地調査のほか、申請者からの意見聴取を行う。

(4) 最終審査

①最終審査は、各委員の審査結果を基に審議を行い委員の合議制により認証の適否を決定する。

②認証委員会は最終審査において、認証の適否に関し、その理由を整理しまとめる。

③認証委員会は、理由を付した審査結果を当該申請者に通知する。